

## 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月19日国土交通省告示第1494号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の四第三項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 接合部は、かご及び釣合おもり（釣合おもりを設けないエレベーターにあっては、かご）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と昇降路（昇降路を設けないエレベーターにあっては、壁又は床）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとする。
- 二 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーターにあっては、接合部は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。
  - イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。
  - ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも十ミリメートル以上長いものであること。
- 三 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーター以外のエレベーターにあっては、接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれがないよう必要な措置を講じたものであること。

### 附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。